$\bigcirc$ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令(平成二十四年内閣府令第四十八号)

本(円建てのものに限る。)として定めた金額について当事者の一は、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であって、当事者が元は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引第二条(略)	目次 第二章 (略) 第二章 (略) 第二章 (略) 第二章 (略) 第二章 (略) 第二章 (略) 第二条に規定する金融商品取引業、金融商品取引業者、「店頭デリバティブ取引」、「金融商品取引業」、「金融指標」、「金融商品取引清算機関」とは、それぞれ金融商品取引法(以下「法」という。)第二条に規定する金融商品取引業、金融商品取引業者、店頭デリバティブ取引、金融商品、金融指標、金融商品取引業者、店頭デリバティブ取引、金融商品取引清算機関をいう。 引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。	改正案
本(円建てのものに限る。)として定めた金額について当事者の一は、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であって、当事者が元2 法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引第二条 (略)	2 (略) 1 (略) 第一章 (略) 第二章 清算集中(第二条) 第二章 清算集中(第二条) 第二章 (略) 第二章 (略) 1 (公下「法」という。)第二条に規定する金融商品取引業(公下「法」という。)第二条に規定する金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品、金融指標、金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引業者、金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引業者、金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引清算機関とは、それぞれ金融商品取引清算機関とは、それぞれを配合のでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また	現

3 である場合には、 係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引 定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。 とを相互に約するもののうち、 手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うこ 方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における (円建てのものに限る。以下この項において同じ。) を支払い、 項の規定にかかわらず、 (以下この項において 当該取引は、 「利率等」という。) 同項に規定する取引が、当該取引に 金融庁長官が指定するものとする。 法第百五十六条の六十二第一号に規 に基づいて金銭 相

## √ 三 (略)

兀 引清算機関等 理的理由がある場合に限る。 事者の一方又は双方 該取引に係る清算参加者となっている場合以外の場合 基づく債務を金融商品債務引受業の対象とする同一の金融商品 取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等とが当該取引に て、当該取引に係る清算参加者となっていないことについて合 外国金融商品取引清算機関を除く。 取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等と当該 (当該取引が第一項に規定する取引である場合には (その親会社等又は子会社等を含む。) にお )における当該取引 次号において同じ。)の当 (取引の当 取

> 大が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における 方が相手方と取り決めた利率等」という。)に基づいて金銭 変化率(以下この項において「利率等」という。)に基づいて金銭 変化率(以下この項において「利率等」という。)に基づいて金銭 を支払りこ を取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一 る取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一 る取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一 る取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一 る取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一 る取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第一 を支払い、相 (円建てのものに限る。以下この項において同じ。)を支払い、相 (円建てのものに限る。以下この項において次の各号のいずれかに該当す を支払い、相 (円建てのものに限る。以下この項において方の項において一定。)に基づいて金銭 変化率(以下この項において「利率等」という。)に基づいて金銭 を支払い、相

3

する。 兀 <u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u> 理的理 引清算機関等 取引が前項に規定する取引である場合においては いて、 事者の一方又は双方 該取引に係る清算参加者となっている場合以外の場合 基づく債務を金融商品債務引受業の対象とする同一の金融商品 取引の相手方又はその親会社等若しくは子会社等とが当該取引に 務を連携金融商品債務引受業務の対象とする金融商品取引清算機 外国金融商品取引清算機関を除く。 取引の当事者の一方又はその親会社等若しくは子会社等と当 方又はその親会社等若しくは子会社等が当該取引に基づく債 当該取引に係る清算参加者となっていないことについて合 一由がある場合に限る。 (略 (当該取引が第一項に規定する取引である場合には (その親会社等又は子会社等を含む。 における当該取引。 次号において同じ。)の当 ただし、 取引の当事者 (取引の当 )にお

五. 略

4である場合には、 係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引 一項の規定にかかわらず、 当該取引は 法第百五十六条の六十二 同項に規定する取引が

前項第一号から第三号までに掲げる取引

定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

第

一号に規

おける当該取引 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合に

融商品取引業者又は登録金融機関である銀行 金融商品取引業者等のうち、 第 種 金融商品取引業を行う金 株式会社商工組

> 当事者の一方(その親会社等又は子会社等を含む。 清算参加者等」という。 算機関と連携金融商品債務引受業務に関する契約を締結している 相手方又はその親会社等若しくは子会社等が当該金融商品取引清 関の当該取引に係る清算参加者となっており、 がある場合、 該取引に係る清算参加者となっていないことについて合理的理由 ある場合にあっては、 金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者で 連携清算機関等の当該取引に係る清算参加者 を含む。 に係るものに限る。 ことについて合理的理由がある場合に限る。 において当該取引に係る清算参加者等となっていな 又は当該取引の相手方 その業務 の相手方となる者。 となっている場合以外の場合 (当該連携金融商品債務引受業務 (その親会社等又は子会社等 以下この号において (連携清算機関等が かつ、 に限る。 において当 当該取引の (取引の

略

(新設) 五.

当該取引に

引情報作成対象業者」という。)以外の者用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者(以下「取用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者(以下「取合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信

ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する 時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで(その時が十 二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで) 報又は取引情報の対象となっているものに限る。次条において 報又は取引情報の対象となっているものに限る。次条において 同じ。)に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満で ある者(イに掲げる者を除く。)

品取引業者等が行う取引 事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において金融商 事情機関等に負担させることが不適当であると認められる特別の 三 金融商品取引業者等が行った取引に基づく債務を金融商品取引

(取引規模の届出)

であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日におバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満一 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリ

(新設)

三千億円以上である場合ける店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が

三千億円未満である場合
三千億円未満である場合
であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上がティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上

公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。 届出をしていない者の商号又は名称を、インターネットを利用して ある者であって、最後に当該届出をした後同項第二号の規定による とは、毎年、前項第一号の規定による届出をしたことが

融指標に係るものを除く。)とする。競大条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める第二条

第六条 取引は、 限り、 除く。)とする。 号及び第三号に係る部分に限る。) に掲げる金融指標に係るものを とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者 品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、 にあっては、同条第二十五項第二号、 第四項において「取引情報作成対象業者」という。)である取引に 式会社商工組合中央金庫、 法第二条第二十二項第二号、 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める 次に掲げる取引 (当事者の一 株式会社日本政策投資銀行、 第四号及び第五号に掲げる取引 第三号又は第四号 方又は双方が、 第 全国を地区 (同項第) 種金融商 ( 次 条

~四 (略)

<u></u> 〈 匹

(略)

	_	_
		_
- 6 -		